

受託実習生・研修生・見学生受け入れにおける感染対策指針 (感染防止に係る抗体検査およびワクチン接種等について)

石巻赤十字病院

1. 目的

本指針は、受託実習生、研修生、見学生等を受入れる際に、患者、職員および本人を感染症から守るために必要な感染対策を定め、安全かつ円滑な受け入れを行うことを目的とする。

2. 基本方針

受け入れにあたっては、実習・研修・見学の内容に応じて感染対策上のリスクを評価し、必要な健康確認および感染対策を講じる。

原則として、実習生・研修生は感染対策調査書提出対象者とし、見学生は感染対策調査書提出対象外とする。ただし、感染対策上特に配慮が必要な区域への立ち入りや、受け入れ内容に応じて個別に追加対応を求めることができる。

3. 対象者区分

(1) 感染対策調査書提出対象者

以下に該当する者は、感染対策調査書を提出すること。

- ・ 当院で実習を行う者
- ・ 当院で研修を行う者
- ・ 血液内科病棟（6階東病棟）のクリーンルームまたはセミクリーンルームに立ち入る者
- ・ 上記同行する引率指導者で、感染管理上確認が必要と判断される者

(2) 感染対策調査書提出対象外者

- ・ 講義形式の実習を行う者
- ・ 当院で見学を行う者
- ・ ふれあい看護体験等の院内イベントに参加する中学生・高校生等の参加者

4. 提出書類

感染対策調査書提出対象者は、以下（1）～（3）いずれかの証明書等の写を、原則実習開始1か月前までに提出する。

（1）1歳以上でワクチンを接種したことが分かる母子手帳

（2）医療機関の証明書（検査結果、ワクチン接種証明）

（3）本人と分かる検査結果（所属施設の検査結果のコピー）

抗体検査およびワクチン接種証明書類は、所属機関が名簿など一覧を作成して提出しても構わない。必要な予防接種は実習開始2週間前までに完了していることが望ましい。

5. 確認する感染症および免疫状況

感染対策上、以下の感染症に関する既往、予防接種歴、抗体価等を確認する

- ・ 麻疹
- ・ 風疹
- ・ 水痘
- ・ 流行性耳下腺炎
- ・ B型肝炎※1

免疫確認方法は以下のいずれかとする。

- 1) 予防接種歴（1歳以上で2回接種）
- 2) 抗体価証明

免疫が確認できない（基準値を満たしていない）場合は、必要に応じて予防接種を受けること、必要な予防接種は実習開始2週間前までに完了していることが望ましい。

ワクチン接種禁忌者であっても抗体検査は行い、禁忌の旨を届ける。その者が抗体陰性の場合、当院関係者（実習受入れ部署管理者、感染管理室、教育研修課担当者）で対応を協議する。

※1：血液・体液曝露リスクを伴う実習・研修（採血・注射・処置介助・口腔ケア・吸引等）を行う者については、B型肝炎ワクチン接種歴およびHBs抗体の確認を行う。

6. インフルエンザワクチン

当院が定めるインフルエンザ流行期（10月～3月）に実習・研修を行う場合は、実習開始2週間前までにインフルエンザワクチン接種を受けること。ワクチン接種禁忌者はその旨を届け出る。

7. 健康管理

実習開始前および実習期間中は、以下の症状の有無について健康管理を行う。以下の症状がある場合は病院へ連絡すること。

- ・ 発熱（37.5℃以上）または体調不良
- ・ 呼吸器症状（咳、咽頭痛、鼻汁、鼻閉等）
- ・ 消化器症状（嘔吐、下痢等）
- ・ 結膜症状（眼脂・充血、アレルギー症状を除く）
- ・ 発疹・水疱
- ・ 耳下腺の腫脹

8. 実習・見学時の感染対策行動

実習生等は、実習・研修・見学中に以下の感染対策を遵守すること

- ・ 手指衛生を適切なタイミングで実施する
- ・ 必要時に个人防护具（PPE）を適切に着用する
- ・ 患者および環境に応じた標準予防策を遵守する
- ・ 感染経路別予防策が必要な患者に対し、必要な経路別予防策を実施する
- ・ 体調不良時は無理に参加せず速やかに報告する

詳細な手順については、「実習生・見学者オリエンテーションテキスト」を参照する。

9. 例外的対応

病院長、感染管理室長または受け入れ部署責任者が必要と認めた場合は、実習・研修・見学の目的、内容、立ち入り区域等をふまえて、個別に対応を判断する。

10. その他

問い合わせは実習生等および実習生等の所属の担当者とし、実習生の保護者からの問い合わせは原則受け付けない。実習生等の保護者は所属担当者へ問い合わせること。

<参考>

本指針は、日本環境感染学会「医療関係者のためのワクチンガイドライン第5版」等を参考に作成している。

以上

平成27年6月作成

平成29年8月改訂

平成30年6月改訂

令和8年6月改訂